

Ⅲ 規制の特例措置 (特区メニュー)

特殊海岸地域交通安全対策事業（特例措置番号101） （平成15年7月措置）

<これまで>

都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

「特殊海岸地域交通安全対策事業」に係る特例措置について（平成15年8月28日丁規発第61号）

<取り巻く環境の変化>

海岸の整備や車両の耐久性・車両整備技術等の向上により、砂浜等を走る環境が整ってきている。

砂浜等であっても道路交通法に従い、地方公共団体が都道府県警察と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づいて交通規制を実施できる。

<主な要件>

- ①路面がオフロード用の特別な仕様や装備を有しない自動車では円滑に通行することのできない状態ではないこと。
- ②的確な交通整理が困難であるほどに縦横に広い形状であるなど、道路交通法の規定に基づく道路標識等による交通規制の実効性確保のために必要な地理的条件を具備していない場所ではないこと。
- ③砂浜を散策する者の保護、車両相互の衝突事故の防止、危険箇所への進入防止等を図るため、適宜適切に道路交通法の規定に基づく交通規制を行うこと。
- ④③の交通規制は、あらかじめ管理者と協議して定めた交通安全対策に関する実施計画に基づき行うこと。
- ⑤④の計画中には、警察による交通規制以外の交通安全対策に関する事項も定めるものとし、当該計画に基づき行われる管理者による交通安全対策について、必要な助言、情報提供等の協力を積極的に行うこと。
- ⑥④の計画の策定に当たっては、管理者のほか、地域住民、海岸利用者その他の関係当事者から幅広く意見を聴取すること。

認定計画数：—

**搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
(特例措置番号105 (106・107)・1222)
(平成23年1月措置 (平成24年11月変更))**

<これまで>

搭乗型移動支援ロボットは、その原動機の総排気量又は定格出力の大小により、自動車又は原動機付自転車となり、歩道で運行の用に供することができない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

- (1) 内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件(平成21年内閣府告示第3号)
- (2) 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件(平成13年国土交通省告示第1664号)
- (3) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) 等

<取り巻く環境の変化>

高齢社会の進展への対応や地球温暖化対策の推進等に資することなどから、日常生活での近距離の移動手段に適した搭乗型移動支援ロボット等の開発・普及への期待が高まっている。

搭乗型移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、必要な安全措置を講じたうえで、実証実験を行うことができる。

<主な要件>

- 実証実験を確実にするための態勢が整えられていること。
- 実証実験に使用する搭乗型移動支援ロボットについて、地方運輸局長に対し道路運送車両の保安基準の緩和の申請を行い、認定を受けていること。
- 実証実験に係る場所を管轄する警察署長に道路使用許可を申請し、許可を受けること。
 - ・幅員がおおむね3メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車通行可の交通規制が実施されている歩道であって、実施場所を除いた部分がおおむね2メートル以上であること。
 - ・車道を横断する場合は、搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造に応じて、横断歩道又は自転車横断帯を通行すること。
 - ・搭乗型移動支援ロボットの大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。
 - ・保安施設の設置及び保安要員の配置を行うこと。

認定計画数： 2件 (累計)
2件 (平成25年8月末現在)

◎実際の取組事例



～つくばモビリティロボット実験特区～
(平成23年3月認定)

実施主体：つくば市

次世代ロボット産業の育成を目指して、つくば市内の一定エリアの公道において、モビリティロボットの实証実験を行う。主に、モビリティロボットの社会的な有効性、歩行者等との親和性、実環境における搭乗者の安全性等に主眼を置き、検証実験を行う。

研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業（特例措置番号201） （平成15年1月措置）

<これまで>

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

国家公務員法第101条
人事院規則14-17

<取り巻く環境の変化>

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

国家公務員である研究職員が、技術移転事業者（産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者）の役員の業務に勤務時間内に従事することができる。

<主な要件>

- 地方公共団体が、特区内の特定試験研究機関等（例：国立医薬品食品衛生研究所、国土技術政策総合研究所）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- 勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- 給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

認定計画数：4件（累計）

—（平成25年8月末現在）

※国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。

研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業（特例措置番号202） （平成15年1月措置）

<これまで>

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

国家公務員法第101条
人事院規則14-18

<取り巻く環境の変化>

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

国家公務員である研究職員が研究成果活用企業（産学連携の一環として研究成果を活用する企業）の役員の業務に勤務時間内に従事することができる。

<主な要件>

- 地方公共団体が、特区内の試験研究機関等の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- 勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- 給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

認定計画数：18件（累計）

1件（平成25年8月末現在）

※国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。

研究職員の勤務時間内監査役兼業事業（特例措置番号203） （平成15年7月措置）

<これまで>

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

国家公務員法第101条
人事院規則14-19

<取り巻く環境の変化>

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

国家公務員である研究職員が、株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することができる。

<主な要件>

- 地方公共団体が、特区内の試験研究機関等の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- 勤務時間内兼業によらなければ監査役の職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- 給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

認定計画数：—

※国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。

地方公務員に係る臨時的任用事業（特例措置番号409） （平成15年7月措置）

<これまで>

地方公務員の臨時的任用期間は6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方公務員法第22条第2項～第5項

<取り巻く環境の変化>

義務的経費の増大を招かずに住民サービスの質の向上を図るため、一定の経験と知識等を要する職種への臨時的任用職員の任用期間の延長が求められている。

地方公共団体が地方公務員の任用について、1年を超えた臨時的任用(最大3年以内)を行うことにより、地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政が可能となる。

<主な要件>

- 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について人材の需給状況等にかんがみ、更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 任命権者は臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために具体的な措置（講ずる措置に係る計画等）を策定すること。

認定計画数：15件（累計）
15件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～医師臨床研修推進特区～ （平成21年3月認定）

実施主体：留萌市

留萌市では、医師確保による地域医療の充実を最重要課題として、市立病院における臨床研修の受入等に取り組んでいる。

しかし、医師不足が深刻化し、大学病院からの医師派遣に頼らざるを得ない状況が続いているため、地方公務員法の特例措置により、臨床研修医の任用期間を延長し、2箇年を通じた臨床研修を行う。

これにより、医師の養成を図るとともに、市立病院における医師確保を推進し、地域医療の水準向上を図る。



条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（特例措置番号412） （平成19年4月措置）

＜これまで＞

条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲した後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合、市町村はこれらの協議等を都道府県を経由して行うこととされている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

地方自治法第252条の17の3第3項

＜取り巻く環境の変化＞

都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村が処理することとした場合において、当該市町村が処理する事務に係る経由事務を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切。

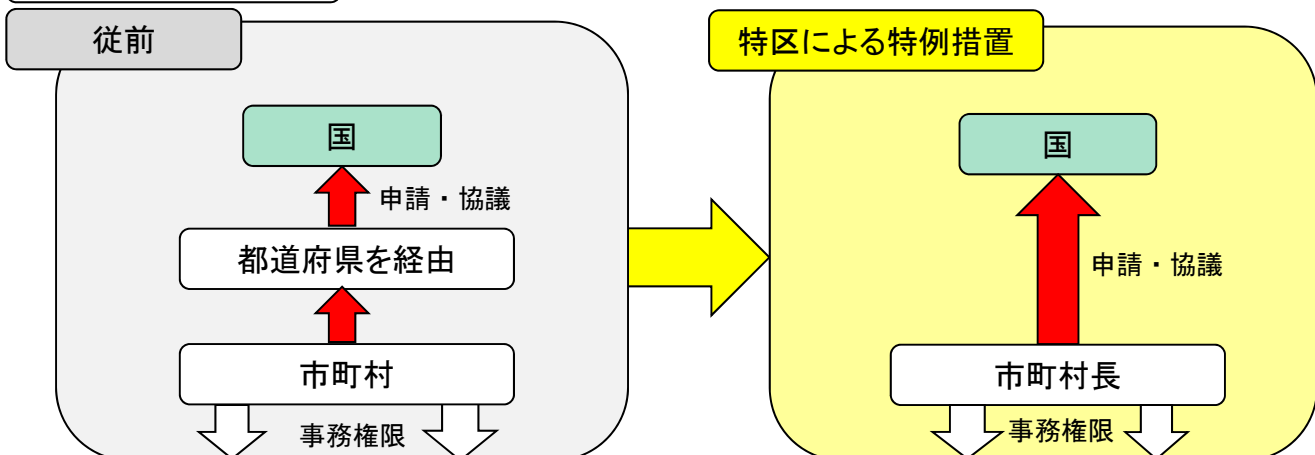
都道府県において、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより事務の大きな合理化効果が期待される。

＜主な要件＞

- 国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 特例事務を処理する全ての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定すること。
- 認定（予定）日において、廃止しようとする経由事務に係る本体事務について、事務処理特例条例が施行されることが確実であること。

認定計画数： —

◎ 特例のイメージ



救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による 救急隊編成弾力化事業（特例措置番号413） （平成19年12月措置）

＜これまで＞

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。
特例として、救急業務の実施に支障がない場合は、救急自動車1台及び救急隊員2人によることができるが、その条件は、傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、かつ、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合に限られる。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

消防法施行令第44条第1項
消防法施行規則第50条

＜取り巻く環境の変化＞

救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生。

緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。
（限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。）

＜主な要件＞

以下の措置等を行える体制が確立されていること。

- 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別。
- 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、予め定めた基準及び要領に基づく3人以上の救急隊員による速やかな措置。
- 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）



◎実際の取組事例

～横浜救急改革特区～
（平成20年3月認定）

実施主体：横浜市

横浜市では救急件数が増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救急隊が不在となる「空白地域」が発生していた。

特例措置を活用し、救急事案の多発・重複等に対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、早期の救命処置を開始することにより、現場到着の時間を約4割短縮するなど、救命率向上を図っている。



特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（特例措置番号504） （平成15年1月措置）

<これまで>

構造改革特別区域において、特定事業又はその関連事業遂行に必要な業務に従事する外国人又はその家族の入国・在留諸申請について、優先的な取り扱いをせず、他の案件と同様に処理されている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

なし

<取り巻く環境の変化>

地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化が求められている。

特区における特定事業等の遂行に必要な業務に従事する外国人等の入国・在留諸申請が迅速かつ優先的に処理される。

<主な要件>

- 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。
- 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。
- 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。

認定計画数：40件（累計）
7件（平成25年8月末現在）

◎実際の取り組み事例



外国人留学生が起業したIT系ベンチャー企業の業務風景

～飯塚アジアIT特区～ （平成15年4月認定）

実施主体：福岡県及び飯塚市

飯塚地域は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる企業活動が活発に行われている。

大学、企業が研究活動に必要な外国人を受け入れる際、入国・在留諸申請の優先的な処理が行われることによって、外国人研究者や外国情報処理技術者を活用し、併せて外国企業の進出、産学連携の推進等の特例措置を活用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積（クラスター）を加速する。

特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（特例措置番号505） （平成15年1月措置）

<これまで>

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第27節

<取り巻く環境の変化>

永住許可要件を緩和することにより、特定事業における我が国への貢献がある外国人の長期在留を促進し、地域の活性化を図ることが求められている。

我が国への貢献があると認められる外国人の永住許可要件について、
在留実績が3年以上に短縮される。

<主な要件>

- 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。
- 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。
- 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。

認定計画数：8件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～つくば・東海・日立知的特区～
（平成15年4月認定）

実施主体：茨城県

世界的な研究機関の集積地である「つくば」、総合的な原子科学の拠点化を目指す「東海」、及び研究成果の産業化に欠くことのできない、ものづくりの一大集積地である「日立」の三者の産学官連携並びに地域連携によって、県内の科学技術の集積を多様な新産業の創出に結びつける。

特区内に立地する官民研究機関における外国人研究者等に対する永住許可の弾力化により、国際レベルの知を呼び込み、研究開発の活性化と新事業・新産業の創出を図る。

外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（特例措置番号506（513）） （平成15年7月措置（平成24年11月変更））

<これまで>

常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受入れ機関となる場合、技能実習生受入れ人数枠は3人となっている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項

<取り巻く環境の変化>

発展途上国等の人材育成を通じた国際貢献、地域の国際交流の促進と中小企業の技術保有といった観点から、技能実習生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該地域において主な産業である場合において、中小企業等の受入れ枠を拡大し、より多くの技能実習生が技能・技術を修得できるようにすることが求められている。

常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受入れ機関となる場合の技能実習生受入れ人数枠が、3人から6人に拡大された。

<主な要件>

- 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所（以下、「受入れ業種の事業所」）が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。
 - 当該特区が次のいずれかに該当し、技能実習生派遣国と密接な経済的交流があると認められること。
 - ①特区内の受入れ業種の事業所全部の技能実習生派遣国との当該業種の事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。
 - ②特区内の受入れ業種の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。
 - 当該特区内で研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後、本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。
 - 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。
- ※認定地方公共団体は、特定された実習実施機関等に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する研修又は技能実習が適正に実施されているかを確認し、年に1回関係機関に報告すること。

認定計画数：6件（累計）
6件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



～オホーツク海さるふつ外国人技能実習生受入れ特区～
（平成16年3月認定）

実施主体：猿払村

猿払村は、ホタテを中心とした水産加工が主たる産業であり、古くからの製造技術・伝統を守りながら、新たな技術を導入し、世界的にも高い水準にある。外国人技能実習生受入れ特区を活用することで、地元企業の持つ技術を多くの技能実習生が修得し、派遣国において活用することにより、人材育成及び国際貢献を推進するとともに、地域相互の国際交流と地域の活性化を図る。

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（特例措置番号512） （平成17年12月措置）

<これまで>

「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

入国・在留審査要領(平成15年9月10日法務省管在第5329号)第12編第2章第16節

<取り巻く環境の変化>

外国からの投資拡大による地域経済の活性化が求められている。

支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格が付与される。

<主な要件>

- 賃貸借が可能である施設が存在していること。
- 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。
- 入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。
- 入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

認定計画数：6件（累計）
6件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



久留米ビジネスプラザビル

～久留米アジアバイオ特区～
（平成15年4月認定）

実施主体：久留米市

久留米市を中心に産学官で取り組む「福岡バイオバレープロジェクト」の推進に当たって、バイオ分野における地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設等に関する規制の特例措置を活用し、バイオベンチャーの創出及び内外企業の集積を加速することにより、アジアにおけるバイオ産業の拠点形成を促進する。

久留米ビジネスプラザビルは、久留米市が助成の対象として指定している。

特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708）） （平成15年7月措置）

<これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合には免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

酒税法第7条第2項

<取り巻く環境の変化>

都市住民と農家の間での交流を促進するグリーンツーリズムを推進を図るため、濁酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を提供したいという要請が増大している。

農家民宿等を経営する農業者が、

- ①自ら生産した米を原料として、濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合
 - ②自ら生産した果実を原料として、果実酒（特定酒類）を製造する場合
- 最低製造数量基準（6kl）は適用されない。

<主な要件>

- 農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造すること。
- 農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実を原料として果実酒（特定酒類）を製造すること。

認定計画数：143件（累計）
140件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～日本のふるさと再生特区～
（平成15年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市では、「遠野物語の里」を形成するゆかしい歴史・文化や自然環境等を大切にしながら、「日本のふるさと」としてまちづくりを進めてきた。こうして育まれてきた地域資源や多彩な人材等を活用し、「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムを推進することで、都市との交流の拡大に資する。

また、生活の質の向上に資する産業振興につながるよう、農林業を中心に、地域住民が「おもしろさ」と「やる気」を感じる地域に根ざした新たな起業を促進することで、地域の活性化を図る。



特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710）） （平成20年6月措置）

<これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

酒税法第7条第2項

<取り巻く環境の変化>

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

地域の特産物である農産物又は水産物を原料とした果実酒又はリキュール(特産酒類)を製造するため、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準(6kl)を、果実酒にあつては2kl、リキュールにあつては1klとする。

<主な要件>

- 地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される地域の特産物である農産物を用いた果実酒等の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- 当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採れたもの若しくは養殖されたものに限る。）を原料として果実酒又はリキュールを製造すること。

認定計画数：44件（累計）
44件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区～
（平成20年7月認定）

実施主体：吉野川市

吉野川市美郷地区は県内有数の梅産地であるが、安価な輸入青果による価格低迷、後継者不足等の問題が顕著化している。その一方で、同地区は、徳島市及び高松市から気軽に訪れる観光地という利点を持つ。

このため、生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費(購入)する」新たな地産地消モデルを構築し、生産者の顔が見える「安全・安心」な地元産梅を使用した梅酒をセールスポイントとして活用することで、新たな美郷ブランドを確立し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。



校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（特例措置番号811） （平成15年1月措置）

<これまで>

大学の校地面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条

<取り巻く環境の変化>

大学の設置ニーズがあっても、地域の集積が高い等の理由により、物理的に所要の土地の取得が事実上困難なケースがある。

中心市街地や駅前等の校地面積の確保が難しい場所にも、
大学や短期大学を設置することができる。

<主な要件>

- 大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により物理的に所要の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由があること。
- 特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合など、当該大学の教育研究の実態からして、教育・研究に支障が生じず、十分な教育効果が得られることが明らかであること。

認定計画数：2件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～キャリア教育推進特区～

（平成15年10月認定）

実施主体：千代田区

千代田区のような土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行うためには、校地として規定されている面積を満たすスペースを確保することが、非常に困難な状況にある。

このため、当該特例を活用し、校地として規定されている面積分の土地を所有しておらずとも、大学の運営を可能とし、さらに、本来、校地の維持整備にあてる資金を教育事業費に回すことによって、教師陣及び研究活動の充実を図る。



学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816） （平成15年7月措置）

<これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

<取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

株式会社が学校を設置することができる。

<主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかななければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：47件（累計）
31件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～ビジネス人材育成特区～

（平成15年10月認定）

実施主体：大阪市

大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。



学校設置非営利法人による学校設置事業（特例措置番号817） （平成15年7月措置）

<これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

<取り巻く環境の変化>

不登校児童生徒や教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人があり、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、これらのNPO法人による学校設置を可とする要望が高まりつつある。

NPO法人（学校設置非営利法人）が、不登校児童生徒等を対象として、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。

<主な要件>

- 学校設置非営利法人が、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うこと。
- 学校設置非営利法人が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。
- 地方公共団体は、経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：—

公私協力学校設置事業（特例措置番号822） （平成17年9月措置）

＜これまで＞

学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

私立学校法第31条第1項

＜取り巻く環境の変化＞

地方公共団体と民間とが連携・協力することにより、民間のノウハウや人材を活用し、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が求められている。

地方公共団体が公私協力学校に施設設備について支援を行う場合は、都道府県による資産要件の審査を要しない。

＜主な要件＞

- 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次の①～④の事項を定めた公私協力基本計画を定め、これを公示しなければならない。
 - ①収容定員に関する事項
 - ②授業料等の納付金に関する事項
 - ③施設設備の整備、運営費の助成に関する事項
 - ④協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 協力地方公共団体は、公私協力基本計画に基づき、協力学校法人に対して、必要な施設設備の提供や運営費の補助を行うこと。

認定計画数：—

市町村教育委員会による特別免許状授与事業（特例措置番号830） （平成16年4月措置）

<これまで>

免許状の授与権者、免許管理者は都道府県教育委員会とされ、都道府県教育委員会が授与する特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有している。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項及び第5項、第20条

<取り巻く環境の変化>

構造改革特区などによる、教育方法や教育提供主体の多様化。

市町村教育委員会が、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状を授与することができる。

<主な要件>

- 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の①から③に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めること。
 - ①学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - ②学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - ③その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

認定計画数：5件（累計）
5件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～千代田区立学校民間人材活用特区～

（平成18年7月認定）

実施主体：千代田区

東京都で唯一の区立中等教育学校である九段中等教育学校において、千代田区の地域特性を活かした斬新かつ柔軟な発想に基づく学校づくりを行う。個人差の大きい英語科・数学科の学習について、従来の学習方法に加え、在外公館を介した外国人による実際に使える英語の学習、区内のIT企業や理数系の技術者による数学への興味・関心の高揚など、授業方法の改善・推進を図るものとし、教育職員免許状を有していないが熱意ある民間人材を教諭、常勤講師として積極的に採用することにより、次世代を担う人材の育成を目指す。



インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（特例措置番号832） （平成16年4月措置）

<これまで>

通信制大学を設置する際には、大学通信教育設置基準の校舎等施設に関する要件等を満たすことが求められている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

大学通信教育設置基準第10条第2項
大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号
大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条

<取り巻く環境の変化>

従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う通信制大学が設置できるようにし、社会人の再教育などの社会的な要請に応える通信制大学の設置を促進することが求められている。

校舎等施設に関する要件を満たさない場合でも
インターネット大学の設置ができる。

<主な要件>

- 学長室、会議室及び事務室等を備えること。
- インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等、教育研究に支障のないようにすること。

認定計画数：4件（累計）
3件（平成25年8月末現在）

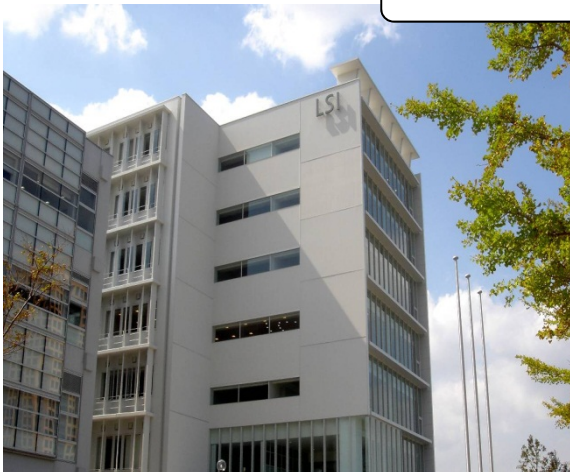
◎実際の取組事例

～福岡アジアビジネス特区～
（平成15年4月認定）

実施主体：福岡県、福岡市

産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るため、文化・観光、コンピュータ・ビジネスを主な教育内容とするインターネット大学を設置する。

これにより、世界の文化に深い理解をもつ観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピュータに関する技術とビジネスの双方に精通したIT関連の人材を育成することにより、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化する。



地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834（835）） （平成19年4月措置（平成21年5月変更））

<これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条等

<取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

<主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



～遠野市民センター 学びのプラットホーム特区～
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。

社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業（特例措置番号901） （平成15年1月措置）

<これまで>

社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

社会保険労務士法第2条

<取り巻く環境の変化>

地域によっては相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者が少ない状況が見られる。

社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、
変更及び解除を行なうことができる。

<主な要件>

- 相当数の求人があるにもかかわらず求人数に比して就職者が少ない状態が、一定期間継続していること。
- 社会保険労務士の事務所を設けてから3年以上経過していること。
- 社会保険労務士法に規定する懲戒処分を受けていないこと。

認定計画数： —

民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業（特例措置番号907-1） （平成15年1月措置）

<これまで>

特別養護老人ホームについては、都道府県、都道府県知事に届け出た市町村及び地方独立行政法人並びに都道府県知事の認可を受けた社会福祉法人のみ設置することができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

老人福祉法第15条第1項から第5項まで

<取り巻く環境の変化>

都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加しており、必要入所定員総数に達するよう特別養護老人ホームを整備することが求められている。

PFI法に基づく選定事業者である法人は、特別養護老人ホームの入所定員総数が都道府県の老人福祉計画における必要入所定員総数を下回る区域において、都道府県知事の認可を受けて特別養護老人ホームを設置することができる。

<主な要件>

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく選定事業者である法人が当該特別養護老人ホーム不足区域において、特別養護老人ホーム設置認可の申請を行い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）に適合し、かつ次に掲げる基準に適合しているかどうか都道府県知事により審査された上で認可されること。

- ①特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- ②特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- ③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- ④特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- ⑤脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

認定計画数：—

病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910） （平成15年7月措置）

<これまで>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～
（平成17年7月認定）

実施主体：神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業（特例措置番号911-2） （平成15年7月措置）

<これまで>

ボイラー及び第一種圧力容器（以下ボイラー等という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等（以下「安全管理等」という。）の認定要件を満たさなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

労働安全衛生法第41条第2項

ボイラー及び圧力容器安全規則第40条及び第75条

ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について

（平成20年3月27日付基発第03270003号）

<取り巻く環境の変化>

小規模事業場では、連続運転の認定条件を満たせず、認定を満たした周囲の他事業場が連続運転をしている間も、開放検査のためにボイラー等を停止せざるを得ず、パイプラインを利用し、原料等を流通させているコンビナートにおいては、他事業場に影響を及ぼし、全体の稼働率が低下してしまう。

他の事業場と共同の安全管理等の実施体制を整えることで、認定条件を満たすものと取り扱う。

<主な要件>

○以下の2点について、地方公共団体により安全性が確保されると認められ、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意し、事業場が当該内容に基づく措置を講ずること。

- ①一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順
- ②①の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策

認定計画数：—

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920） （平成16年2月措置）

<これまで>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数：105件（累計）

76件（平成25年8月末現在）

※3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず平成22年6月から全国展開済。

◎実際の取組事例

～地産地消で豊かな給食特区～
（平成16年12月認定）

実施主体：北海道清里町

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



市町村による狂犬病予防員任命事業（特例措置番号927） （平成16年2月措置）

<これまで>

狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、都道府県知事等が行っている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条

<取り巻く環境の変化>

道が任命する狂犬病予防員は日高町、平取町、門別町、新冠町及び静内町の5町、総面積3123.22平方キロメートルの区域に対して1名であり、野犬及び飼い犬の抑留が十分に実施できていない。

知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。

<主な要件>

- 知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから犬の抑留事務を当該市町村が自ら行う必要があると認められる場合。
- 必要な費用を自ら負担すること。
- 狂犬病予防員の証票、狂犬病技術員（捕獲人）の証票及び狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置とすること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）



◎実際の取組事例

～新冠町狂犬病予防特区～
（平成17年3月28日認定）

実施主体：北海道新冠町

新冠町が狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定及び犬の抑留等を行い、野犬発生時における即時対応、未登録犬の解消、狂犬病予防接種の受診指導などの地域に根ざした動物指導等の活動を行う。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の 受入事業（特例措置番号934） （平成18年4月措置）

＜これまで＞

障害者及び障害児は、近隣において、障害者総合支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合であっても、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することはできない。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

＜取り巻く環境の変化＞

地域における施設の有効活用のニーズとともに、高齢者と障害児（者）の世代を超えた交流を通じて、自立と社会参加の促進が図られることへの期待が高まっている。

障害者又は障害児が、近隣の介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できる（障害者総合支援法に基づく給付費の対象）。

＜主な要件＞

- 定員について、高齢者と障害児（者）の登録者数の合算数が、指定小規模多機能型居宅介護の登録定員の上限である25人を超えないこと。
- 居間等の面積について、指定小規模多機能型居宅介護の基準を満たしていること。
- 職員数について、高齢者と障害児（者）の利用者数の合算数で指定小規模多機能型居宅介護の基準を満たしていること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けること。
- 必要な研修を受けた者が個別支援計画等を策定することが、構造改革特別区域計画中に定められていること。

認定計画数：14件（累計）

14件（平成25年8月末現在）

※基準該当生活介護は平成22年6月から、基準該当短期入所は平成23年6月から全国展開済。

※基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスは、平成25年10月に全国展開。

◎実際の取組事例

～富山型福祉サービス推進特区～

（平成18年7月認定）

実施主体：富山県、富山市、高岡市、立山町

富山県では、富山型デイサービス推進特区や各種規制緩和措置を活用することにより、多くの指定通所介護事業所や基準該当短期入所生活介護事業所で障害児（者）の受け入れが可能になっており、県内ほぼ全域で障害の有無や年齢の区別なく福祉サービスを提供する富山型福祉サービスが推進されている。こうした措置と併せて、小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）の受け入れを可能とすることにより、障害児（者）の地域での自立を促進するとともに、富山型福祉サービスの一層の推進を図る。



保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（特例措置番号936） （平成23年1月措置）

<これまで>

保育所においては乳児3人につき保育士1人を置くことが求められているが、乳児6人以上の場合は、当分の間、看護師又は保健師を1人に限って保育士1人とみなすことができるとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項
児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項

<取り巻く環境の変化>

保育所における乳児の受入れが増える中、体調不良児等への適切な対応を図る観点から、看護師又は保健師の配置促進が求められている。

受入れ乳児数が4人以上6人未満の保育所においては、新たに、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなすことができる。

<主な要件>

○適用の対象とすることを予定する保育所ごとに、現時点における乳児の受入れ人数と、今後の受入れ見通しを適切に把握しつつ、事業を実施すること。

認定計画数：6件（累計）
6件（平成25年8月末現在）
※平成25年度中に全国展開予定。

◎実際の取組事例



～佐賀県保育所看護師配置促進特区～
（平成23年3月認定）

実施主体：佐賀県

保育所における乳幼児の受入れが増える中、看護師等の配置の必要性が高まっているが、県内保育所において看護師等を配置している保育所は少ない状況となっている。

そこで、保育所における看護師配置補助要件の緩和事業を活用し、小規模な保育所などにおける看護師等の配置を促進させ、安心して子どもを育てることができる環境を推進する。

サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（特例措置番号938） （平成22年9月措置）

<これまで>

障害福祉サービスを提供する事業所には、サービス管理を行うサービス管理責任者の配置が義務付けられており、その要件として、社会福祉主事任用資格者等は5年、それ以外の者は10年の実務経験を有しなければならないとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

<取り巻く環境の変化>

地域においてサービス管理責任者の確保を容易にし、障害福祉サービスの提供を促進することが求められている。

サービス管理責任者の実務経験年数の要件について、
社会福祉主事任用資格者等は通算5年以上を通算3年以上に、
それ以外の者は通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。

<主な要件>

都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから、法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めること。

認定計画数：2件（累計）
2件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区～
（平成22年11月認定）

実施主体：埼玉県

埼玉県では、障害者支援計画に基づき、地域で生活する障害者の支援体制の充実等に努めており、障害者が必要なサービスを選択し、組み合わせ利用できるよう、法に基づく障害福祉サービス事業所等を増やしてきたが、事業所指定基準を満たせないケースが増えている。

このため、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を活用し、サービス管理責任者の資格要件を緩和し、障害福祉サービス事業所等をさらに増やすことで、障害者が様々な活動にチャレンジでき、チャンスにあふれる社会づくりを推進する。



児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939） （平成24年1月措置）

<これまで>

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、
施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- 必要な栄養量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数：5件（累計）
5件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～元気いっぱい障害児給食特区～
（平成24年3月認定）

実施主体：千葉県

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備され、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入、児童発達支援センターの安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育むことが見込まれる。



**保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げ
を適用する学校施設整備事業（特例措置番号1003）
（平成15年1月措置）**

<これまで>

保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35%以上と定められている。（学校施設の設置である場合についても適用される。）

構造改革特区の活用

<関係法令等>

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準
（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）

<取り巻く環境の変化>

学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合、周辺環境への影響に留意しつつ、森林を残す割合を緩和することが求められている。

学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合に、
森林を残す割合を3割以上に緩和する。

<主な要件>

- 地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（転用に係る保安林の有する環境保全機能からみて周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるものを除く。）の設置について、
- ①保安林の転用面積が5ha以上である場合
 - ②事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）
- に適用。

認定計画数：—

**保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する
施設設置事業（特例措置番号1004）
（平成15年1月措置）**

<これまで>

保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることと定められている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準
（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）

<取り巻く環境の変化>

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等が望まれている。

地域の活性化を図るための核として実施する事業に際して、
保安林の解除について、用地事情に関する要件
（「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」）
を適用しない。

<主な要件>

- ①スキー場、ゴルフ場の造成その他1か所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。
- ②事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるとき。

認定計画数：—

家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業（特例措置番号1008） （平成16年12月措置）

<これまで>

一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）施行規則第1条第1項

<取り巻く環境の変化>

家畜排せつ物法の完全施行後も、引き続き、野積みされた堆肥で飼育された昆虫を配布し、幼児・児童の自然等への関心と心の教育の醸成に努め、地域社会や学校・家庭の情報交流などの連携を進め、地域が一体となった青少年健全育成活動に取り組んでいきたいとの要望。

昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物については、
管理基準を適用しない。

<主な要件>

- ① 畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される家畜排せつ物であること。
- ② 家畜排せつ物については、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限ること。
- ③ 環境影響調査を年1回以上行うこと。
- ④ 飼育した昆虫を無償で譲渡する昆虫飼育事業であること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～久留米カブトムシ特区～
（平成17年3月認定）

実施主体：久留米市

久留米市内の酪農家は、20年以上の永年に亘りカブトムシを全国の学校等に寄贈し、学童の情操教育の一助を担ってきたが、家畜排せつ物法の完全施行に伴い管理施設外に保管した堆肥を利用したカブトムシの飼育ができなくなる見通しとなった。

家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業の特例を活用して、環境影響に配慮しながら堆肥を使ったカブトムシの飼育と無償配布の取組を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを通じた都市と農村の交流を推進している。



地方競馬における小規模場外設備設置事業（特例措置番号1010） （平成17年12月措置）

<これまで>

場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準
（平成4年農林水産省告示第1309号）

<取り巻く環境の変化>

地方競馬を取り巻く環境は、レジャーの多様化等により馬券発売額が減少し、厳しい経営状況にあり、振興策として、ミニ場外馬券発売所の設置が望まれている。

場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。

<主な要件>

○近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められる次のような区域の範囲。

（1）施設に関する事

- ①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- ②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- ③入場者の用に供する設備が整備されていること
- ④管理運営に必要な設備が整備されていること

（2）運営に関する事

勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること

（3）地域社会に関する事

地域社会との十分な調整が行われていること

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～地方競馬ミニ場外特区～
（平成19年7月認定）

実施主体：愛知県競馬組合

愛知競馬は、その収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきた。しかし、馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられていた。

このため、ミニ場外馬券発売所を機動的に設置し、馬券を身近に購入できる環境を整え、名古屋競馬の振興と場外馬券発売所を設置する地域の活性化を図っている。



地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業（特例措置番号1012） （平成23年8月措置）

<これまで>

競馬における勝馬投票法の種類は、5つ以下の競走の一着馬を全ての中させる投票法（五重勝単勝式勝馬投票法など）は認められているが、6つ以上の競走については認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号）第6条第2項第3号、第7条第5項、第9条第2項、第10条及び第12条第1項

<取り巻く環境の変化>

地方競馬を取り巻く環境は、著しいレジャーの多様化や景気の低迷による発売額の大幅な減少により、厳しい状況にあるため、新たな競馬ファンも取り込み、活性化につながる対策が求められている。

新たに七重勝単勝式勝馬投票法を導入することができる。

<主な要件>

- ①認定申請日の前月以前1年間の全ての競馬の開催日において、五重勝単勝式勝馬投票法を実施していること。
- ②上記期間内に実施された五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合を七重勝単勝式勝馬投票法に換算した値が、同期間内に実施された中央競馬又は地方競馬の各競走における出走頭数のうち最大のもの（現在18頭）を基に算出した五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合以上であること。

認定計画数：2件（累計）
2件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



佐賀競馬場の外観

～佐賀競馬 新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区～
（平成23年11月認定）

実施主体：佐賀県競馬組合

平成22年1月より導入した「五重勝単勝式」では、人気馬の勝率が高い佐賀競馬場固有の特性により、魅力ある商品にはなっていなかった。

このため、インターネットを活用した、より魅力のある「七重勝単勝式」を新たに導入し、従来の競馬ファンを惹きつけるとともに、新規競馬ファンを獲得する。

農業関連事業普及指導員任用事業（特例措置番号1013） （平成24年11月措置）

<これまで>

普及指導員の任用資格は、普及指導員資格試験に合格した者等に限定されている。

※「普及指導員」とは、農業者に対して農業技術の指導や経営相談等を行う都道府県の職員。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条

<取り巻く環境の変化>

農業の生産現場では、農業経営の多角化や6次産業化等、多様な課題への対応が求められており、農産物の加工や販売といった2次、3次産業と関連ある事業について識見を有する普及指導員への期待が高まっている。

経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを
普及指導員として任用することができる。

<主な要件>

次の①及び②のいずれにも該当する者

- ① 管理栄養士、中小企業診断士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士又は弁護士のいずれかであり、かつ、その資格に関する2年以上（通算）の実務経験を有している者であること。
- ② 都道府県知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、普及指導員の事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～農業の6次産業化普及活動人材活用特区～
（平成24年11月認定）

実施主体：埼玉県

農産物の加工や販売といった2次、3次産業と関連ある事業について識見を有する普及指導員が不足していた。

このため、新たに中小企業診断士や管理栄養士といった農業経営や農産加工品のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員として2名任用し、その専門知識を活用して、6次産業化推進による商品開発や販路拡大による地域全体の収益力の向上を目指していく。



再生資源を利用したアルコール製造事業（特例措置番号1101） （平成15年1月措置）

<これまで>

アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条

<取り巻く環境の変化>

繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、実証段階に入りつつある。

地域の産業活動における使用済み物品や廃材などを原料として
アルコールを製造する事業を行う場合に、
アルコール事業法による流通管理を行わないことができる。

<主な要件>

○地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源としてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールであること。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

**一般用電気工作物への位置付けによる
小規模ガスタービン発電設備導入事業（特例措置番号1105）
（平成15年1月措置）**

<これまで>

ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）は、電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の対象となっていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

電気事業法施行規則第48条

<取り巻く環境の変化>

新エネ・省エネの推進の観点のもと、十分な安全を確保しつつ、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図ろうとする要望が高まっている。

小規模ガスタービン発電設備を一般用電気工作物として扱うことにより、
主任技術者の選任や保安規定の策定・届出が不要になる。

<主な要件>

○小規模ガスタービン発電設備において、一定の要件（出力が30kw未満である等）を満たしていること。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（特例措置番号1108） （平成15年1月措置）

＜これまで＞

水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

一般高圧ガス保安規則第64条
コンビナート等保安規則第23条

＜取り巻く環境の変化＞

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びジメチルエーテル（以下「DME」という。）自動車に、水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンドを設置する際に、保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化する要望が高まっている。

水素ガススタンド等を設置する際に、現行規制で必要とされている
保安統括者等の選任を不要とする。

＜主な要件＞

- 水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が当該地方公共団体から提出されること。
- 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認できること。

認定計画数：—

**燃料電池自動車等に搭載された状態での
燃料装置用容器の再検査事業（特例措置番号1109）
（平成15年7月措置）**

<これまで>

容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第25条、第26条（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第2条）

<取り巻く環境の変化>

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やジメチルエーテル（以下「DME」という。）自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等の要望が高まっている。

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を
車載状態のまま実施することができる。

<主な要件>

- 当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた(1)から(3)の内容について提出すること。
 - (1)当該検査を受けようとする容器の仕様
 - (2)容器の安全性を確保するための保安確保策
 - (3)実際に行われる容器再検査の具体的方法
- 当該地方公共団体より提出された内容について、経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意すること。

認定計画数：—

小規模場外車券発売施設事業（特例措置番号1121） （平成15年7月措置）

<これまで>

競輪の場外車券発売施設は、一定の規模以上のもののみ開設が認められている。

構造改革
特区の
活用

<関係法令等>

自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条
場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に
関する告示

<取り巻く環境の変化>

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、競輪の活性化を図り、地方経済
の健全化に資することが期待されている。

窓口の数が5以内かつ最大滞留者数が100人以内である
小規模な場外車券発売施設を設置することができる。

<主な要件>

- 近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。
- 当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認していること。

認定計画数：—

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1123） （平成15年7月措置）

<これまで>

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受けなくてはならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条

<取り巻く環境の変化>

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、研究開発の円滑化及び促進が期待されている。

研究目的の海洋温度差発電設備において、法定検査手続を不要とすることができる。

<主な要件>

- 研究開発を目的として設置される、海水温度差を利用して発電するバイナリー発電設備であること。
- 電気事業法39条第1項の技術基準に適合することを確保するために、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- 検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月現在）

◎実際の取組事例



～伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区～
（平成15年11月認定）

実施主体：佐賀県伊万里市

佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図る。また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積を目指す。

海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業（特例措置番号1124） （平成15年7月措置）

<これまで>

バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

電気事業法施行規則第94条の2

<取り巻く環境の変化>

海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、導入の円滑化及び促進が期待されている。

バイナリー発電設備を構成する蒸気タービン及び液化ガス設備の
定期事業者検査を延長することができる。

<主な要件>

○一定の要件（出力が500kw未満等）を満たすバイナリー発電設備において、定期事業者検査の時期を延長しても安全性の面で問題がないと技術的に確認されること。

認定計画数：—

特定施設における保安検査期間変更事業（特例措置番号1125（1114）） （平成15年7月措置）

<これまで>

高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）は、原則年1回、保安検査を受けなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

一般高圧ガス保安規則第79条第2項
コンビナート保安規則第34条第2項
（製造細目告示第14条）

<取り巻く環境の変化>

データ等により一定期間の安全性が確保できる特定施設については、保安検査期間を変更し、高圧ガス製造事業を円滑化することが期待されている。

高圧ガス施設の安全性が確保されている場合、
保安検査期間を延長することができる。

<主な要件>

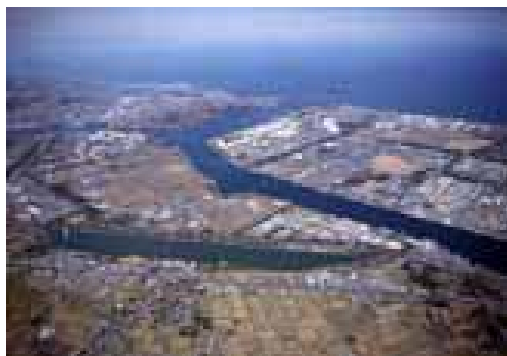
○高圧ガス施設の機能維持状況について一定の安全性が確保でき、保安検査期間の延長が可能であると判断できる実証実験によるデータや文献等が、当該地方公共団体から示され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月現在）

◎実際の取組事例

～鹿島経済特区～
（平成15年4月認定）

実施主体：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市（全域）
鹿島臨海工業地帯は、その開発着手から約50年が経過し、茨城県内有数の産業拠点となったが、その主力である鉄鋼や石油化学等の基礎素材産業は、コスト競争力の低下や国内産業構造の変化などにより、大きな転換期を迎えている。こうしたことから、鹿島臨海工業地帯を「日本の素材産業再生に向けたモデル地区」として、保安規制の合理化など特区制度を活用した規制緩和や各種産業施策の展開により、国際競争力の高いコンビナートへの転換等を進め、21世紀にふさわしい産業拠点へと再構築を図っていく。



液化ガスの容器における充てん率変更事業（特例措置番号1129-1（1112）） （平成15年7月措置）

<これまで>

液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

容器保安規則第22条

<取り巻く環境の変化>

液化ガスを容器に充てんする際の充てん率を変更することにより、高圧ガス製造事業を円滑化することが期待されている。

液化ガスを充てんする容器の安全性が確保された場合、
液化ガスの充てん率を変更することができる。

<主な要件>

- 実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価が、当該地方公共団体より提出されていること。
- 現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されていること。

認定計画数：—

オートレース小規模場外車券発売施設事業（特例措置番号1130） （平成15年7月措置）

<これまで>

オートレースの場外車券発売施設については、一定の規模以上のもののみ開設が認められている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第11条、第12条
場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示

<取り巻く環境の変化>

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、オートレースの活性化を図り、地方経済の健全化に資することが期待されている。

窓口の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内である
小規模な場外車券発売施設を設置することができる。

<主な要件>

- 近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。
- 当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認していること。

認定計画数：—

研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1142） （平成17年4月措置）

＜これまで＞

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、工事計画書の届出、使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査の受審が義務付けられている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条第1項

＜取り巻く環境の変化＞

温泉熱を利用した発電設備の実用化に向けた研究・開発、実証試験の迅速かつ円滑な実施が望まれている。

研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、電気事業法に基づく工事計画の届出や使用前安全管理審査等の受審を不要とすることができる。

＜主な要件＞

- 研究を目的として設置される一定の要件（出力が10kw未満等）を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- 検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。
- 当該研究実施期間に限られていること。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

特定水力発電事業（特例措置番号1147・1225） （平成24年11月措置）

<これまで>

- 水利使用に関する許可申請の処分にあたり、国土交通大臣は関係行政機関の長に協議しなければならない。また、河川管理者は関係自治体の首長の意見を聴き、関係河川使用者に通知しなければならない。都道府県知事が処分する場合は、国土交通大臣に協議し同意を得る必要がある。
- 水利使用に関する処分に係る標準処理期間については、国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月とし、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月が目安。
- 都道府県知事又は指定都市の長は、河川の流水の占用許可の申請があつた場合、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、経済産業大臣の意見を求めなければならない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

河川法第35条第1項、第36条第1項から第4項、第38条及び第79条
行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
（平成6年9月30日付河川局長通達）
電気事業法第103条第1項

<取り巻く環境の変化>

かんがい等のための水利使用に従属する水力発電のための水利使用を行うことを通じて、環境に配慮した地域の活性化が求められている。

小水力発電の水利使用の許可手続きについて、
国土交通大臣の認可等を不要とする等、手続きが簡素化・迅速化される。

<主な要件>

- 河川法第23条等の許可を受けた水利使用のために取水した、流水のみを利用する水力発電事業であること。
- 申請の内容について、使用水量や水利使用の期間等が従属元の水利使用の範囲内であること、かつ、河川区域に工作物を設置する場合には、当該工作物が河川管理上支障がないことが確認されるなど、治水上、利水上及び河川環境上支障がなく、河川行政の運用に影響が生じないことが確認されること。
- 申請の内容について、水利使用の内容が、発電水力の有効な利用をするものであることが確認されること。

認定計画数：—

重量物輸送効率化事業（特例措置番号1205（1214、1221）） （平成15年1月措置（平成22年1月変更））

<これまで>

一定の基準を超える特殊な車両については、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要とされており、許可車両の寸法等の限度値が設けられている。また、道路運送車両法においても、道路を運行できる車両について一定の保安基準が設けられており、長大又は超重量で分割不可能な貨物を輸送する場合等に限り、これに関わらず運行できることとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け 道路交通管理課長通達)等
基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け 自動車交通局長通達)

<取り巻く環境の変化>

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

重量物の輸送に使用するセミトレーラ及びポールトレーラ等について、特殊車両通行許可及び道路運送車両の保安基準の緩和認定における“総重量”(1205)、“軸重”(1214)、“長さ”および“最小回転半径”(1221)の限度値を緩和することで輸送効率化を図ることができる。

※1221は道路を横断する場合のみ緩和

<主な要件>

- 橋、高架等を含まない経路を通行すること。
- 道路を適切に管理するための費用負担等の措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は事業主体の責任において確実に実施されると関係道路管理者が判断すること。

認定計画数：4件（累計）

4件（平成25年8月末現在）

※1205及び1214については、道路を横断する場合に限り、平成22年10月より全国展開済。

◎実際の取組事例

～港湾物流特区～

（平成19年11月認定）

実施主体：釜石市

釜石港地域において、港湾背後地に立地する企業と港頭地区間における鉄鋼材料や鉄鋼製品等の重量物の輸送ロットを拡大し、輸送コストを低減することにより、地域の優位性を高め、企業の操業拡大、あるいは企業経営の効率化を図り、産業経済の活性化を図る。



橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の 許可柔軟化事業（特例措置番号1210） （平成15年7月措置）

<これまで>

橋の設置を目的とする河川敷地の占用については、公共性、公益性を優先するものであることから、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日河政発第67号）

<取り巻く環境の変化>

橋の設置を目的とした河川敷地の占用が柔軟に対応できれば、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる利便性の欠如を解消することが可能となり、水辺を活かしたまちづくりを推進できる。

公的主体以外の者による橋の設置を目的とした河川敷地の占用を許可できる。

<主な要件>

- 地方公共団体がその設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域であること。
- 公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があること。
- 橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものでなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていること。
- 設置後の維持及び補修、占用主体の地位の照会等将来の維持管理に支障が生じないこと。

認定計画数：—

◎水辺を活かしたまちづくりのイメージ



地域特性に応じた道路標識設置事業（特例措置番号1218） （平成17年12月措置）

<これまで>

道路標識については、標識の寸法、標識に表示する文字の寸法などに関して、全国一律に規定されている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

<取り巻く環境の変化>

道路標識の寸法等について、周辺環境に調和して柔軟に対応できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となり、豊かな自然、歴史的街並み、近代的な都市景観など、道路空間一帯の魅力ある景観づくりを推進できる。

- 案内標識および警戒標識の寸法 ⇒ 1/2まで縮小
- 案内標識に表示する文字の寸法 ⇒ 1/2まで縮小できることとなった。

<主な要件>

- 交通の安全と円滑が確保されていること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～周辺環境に調和した道路標識金沢特区～
（平成18年3月認定）

実施主体：金沢市

道路標識を縮小することにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、地域の魅力の向上と人々の交流の促進を図る。

従前



縮小後



特区活用

特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（特例措置番号1219） （平成17年12月措置）

<これまで>

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に限り、車両総重量等にかかる保安基準の特例を受けることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条
基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日自技第193号）

<取り巻く環境の変化>

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両が、港湾内の道路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

<主な要件>

- 特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること。
- 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されること。

認定計画数：1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～木更津港湾物流効率化特区～
（平成18年3月認定）

実施主体：千葉県、木更津市

工場から公共岸壁に至る間において、特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。



特殊な大型車両（最大積載量約140トン）

長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（特例措置番号1223） （平成22年9月措置）

<これまで>

一定の基準を超える特殊な車両については、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要とされており、フルトレーラ連結車の長さの許可限度値は19メートルまでとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）

<取り巻く環境の変化>

昨今、自動車産業では国内の自動車生産拠点を海外に移転する等、産業の空洞化が進んでおり、我が国の自動車生産拠点としての国際的な優位性を高めるために輸送の効率化を図り、物流コストを抑える必要が生じている。

フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該連結車の後端までの水平距離がそれぞれ12メートル以内であるものを含む。）の特殊車両通行許可における“長さ”の許可限度値について、19メートルから21メートルまで緩和する。

（完成自動車を輸送する際の積載可能台数が6台から8台程度となり、輸送の効率化が図られる。）

<主要要件>

○車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等について、当該特例措置の実施主体による各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結または特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されること。

認定計画数：4件（累計）
4件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



自動車を積載したトレーラ

いわて・みやぎ自動車輸送特区
（平成22年11月認定）

実施主体：岩手県、宮城県

岩手県南部地域及び宮城県北部地域は自動車関連産業の集積が急速に進んでおり、この地域の自動車生産拠点としての優位性を高め、さらなる自動車関連産業の集積を図ることは地域経済の活性化に繋がる。

このため、長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業を活用し、自動車生産工場からの陸上輸送ロットを増大することで企業活動の効率化を可能とし、当該地域における自動車関連産業のさらなる集積を目指す。

また、輸送コストの削減や運行回数の低減のほか、CO2の排出量の低減及び交通渋滞の緩和等の効果が期待できる。

45フィートコンテナの輸送円滑化事業（特例措置番号1224） （平成23年1月措置）

<これまで>

国内貨物の輸送のため、45フィートコンテナをセミトレーラ連結車に積載した場合、その長さは約18メートルとなるが、セミトレーラ連結車については特殊車両通行許可の長さの限度値が17メートルとされており、不可分貨物としてやむを得ず走行が認められる場合においても、17メートルを境に通行条件が厳しくなることから、40フィートコンテナが主流である。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達）

バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）

<取り巻く環境の変化>

45フィートコンテナは平成17年に国際規格に加えられ、近年はアジアや米国間で取扱量が増加する等、世界的な広がりを見せており、国内においても40フィートコンテナと比べ最大積載量の多い45フィートコンテナによる輸送の需要が高まっている。

- 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件まで緩和できる。
- 45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長の許可の上限値を18メートルまで緩和できる。

<主な要件>

○車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等について、当該特例措置の実施主体による各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結または特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されること。

認定計画数：3件（累計）
3件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～みやぎ45フィートコンテナ物流特区～
（平成23年3月認定）

実施主体：宮城県

仙台塩釜港は北米西岸・韓国・中国をダイレクトで結ぶ外貿コンテナ定期航路を有し、東北地方唯一の国際拠点港湾である。コンテナの主要荷主企業であるタイヤメーカーから45フィートコンテナの利用要請が出され、45フィートコンテナの需要が高まっており、公道輸送実験の実施を経て実用ベースでの普及が進んでいる。

また、宮城県には、自動車組立工場や世界有数の半導体製造装置の製造工場が立地し、関連企業の集積も進んでいる。

このため、45フィートコンテナの公道輸送を実現し、物流コスト削減及びCO2の排出削減を図るとともに、宮城県の優位性を高め、さらなる企業集積、県内企業の競争力強化につなげるものである。



45フィートコンテナの輸送

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号1226） （平成25年5月措置）

<これまで>

旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

<関係法令等>

旅行業法第11条の2

旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第7

<取り巻く環境の変化>

地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が、地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど「着地型観光」推進の機運が高まっている。

構造改革特区の活用

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者に
他業種との兼任を認める。

<主な要件>

- 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

認定計画数：2件（累計）
2件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



～心のふるさと おおくら観光・交流特区～
（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行業者からは取りあってもらえない状況にある。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。

公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（特例措置番号1227） （平成25年8月措置）

<これまで>

埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号，河政発第57号）記1（4）

<取り巻く環境の変化>

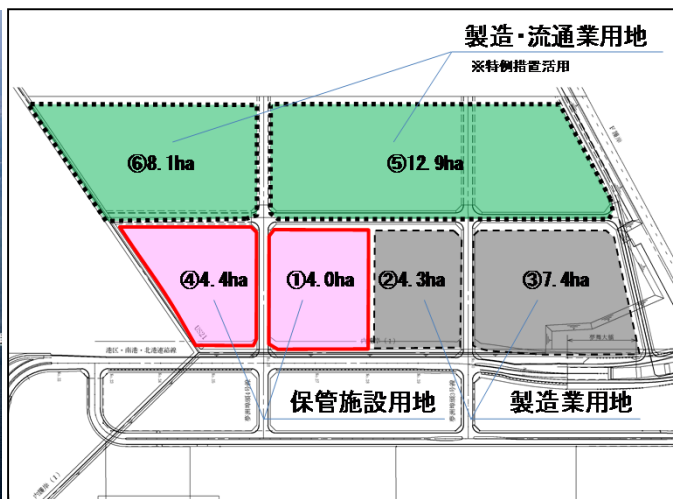
新たな企業誘致の促進や臨海部の活性化を図るため、生産施設（製造業用地）と物流施設（流通業用地）が区分なく立地できる新たな用途区分が求められている。

埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる
「製造・流通業用地」を認めることができる。

<主な要件>

○都道府県知事（港湾区域にあっては港湾管理者）が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合。

認定計画数：—



再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（特例措置番号1304（1305）） （平成15年1月措置（平成15年7月変更））

＜これまで＞

生活環境の保全を十分に図りつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要があることから、平成9年12月より、安定的な生産設備を用いて再生利用を自ら行う者を環境大臣が認定することにより、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる「再生利用認定制度」が開始。本制度の対象となる再生利用は環境省告示で指定される必要があり、平成25年3月現在で9つの再生利用が定められている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2
平成9年厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物）
平成9年厚生省告示第259号（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物）

＜取り巻く環境の変化＞

- 地域住民からの理解を得にくいことなどから廃棄物処理施設の新設は困難
- 再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化が必要
- 再生利用技術の多様化

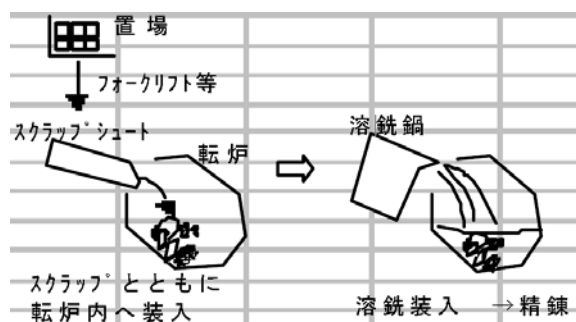
特定の廃棄物について、再生利用認定制度（環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）の特例の対象とする。

＜主な要件＞

- 特例の対象となる特定の廃棄物（再生利用方法を含む。）は次のとおり。
 - ① 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合
 - ② 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合

認定計画数：2件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例



～ 鹿島経済特区 ～
（平成15年4月認定）

実施主体：茨城県

再生利用認定制度の拡大により、梱包用側板、パレット等木材を、鋼の炭素成分調整の副原料として活用できるようになった。

年間約9千トン発生する梱包用側板、パレット等木材につき、加工処理費をかけることなく、転炉使用に有効な形状で有効活用することにより、リサイクル及びコスト競争力の促進を図っている。

地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業（特例措置番号1306） （平成16年4月措置）

<これまで>

生活環境の保全を図る観点から、地中にある空間を利用して、一般廃棄物を埋立処分できない。

構造改革特区の活用

<関係法令>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロ

<取り巻く環境の変化>

陥没などの防災対策のため、地中の空洞を埋める材料について、品質が良くコスト面で安価なものが求められている。

溶融スラグについて、
生活環境の保全に反するものではないことが
確認できた場合、埋立処分ができる。

<主な要件>

- 地中空間の周辺の土地が、
 - ①自重、水圧、土圧、地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること。
 - ②埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないこと。
- 金属等が溶出しないように溶融加工された一般廃棄物であること。
- 地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上行うこと。

認定計画数：—

◎溶融スラグとは

焼却灰を1200℃以上の高温条件下で燃焼させ、その残さを冷却して固定化したもの。溶融スラグとすることにより、焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化させることができる。

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308） （平成18年4月措置）

<これまで>

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていない。

※「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物（廃酸など）

構造改革特区の活用

<関係法令等>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7

<取り巻く環境の変化>

特別管理産業廃棄物をローリーやドラム管で運搬しているが、多額の費用が発生しており、費用の削減が求められている。

特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に、
運搬用パイプラインを用いることができる。

<主な要件>

- 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

認定計画数： 1件（累計）
1件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～大分臨海コンビナート活性化特区～
（平成18年7月認定）

実施主体：大分県

大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。

コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。



特別管理産業廃棄物中間処理施設

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310） （平成22年9月措置）

＜これまで＞

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、駆除するためには、有害鳥獣捕獲として環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条

＜取り巻く環境の変化＞

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、
許可の不要な狩猟による捕獲が可能となる。

＜主な要件＞

- 農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。
- ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。
 - ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
 - ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
 - ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定計画数：5件（累計）
5件（平成25年8月末現在）

◎実際の取組事例

～奄美大島奄美市ノヤギ特区～
（平成22年11月認定）

実施主体：奄美市

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。

